

6問 本制度の導入によって民間の判例データベース事業者が提供するサービスの料金が高騰する可能性はないか、法務当局に問う。

- 本制度においては、
  - ・ 民間の判例データベース事業者等の一次利用者が、指定法人から提供を受けた民事裁判情報に判例解説や高度な検索機能等を付加した利便性の高いデータベースを整備・提供し、
  - ・ 研究者等の個人の利用者は、一次利用者の提供する製品・サービスを二次的に利用することを想定している。
- 本制度の一次利用者である民間事業者が二次利用者に民事裁判情報を提供する料金については、民間事業者の事業活動であり、自由競争に委ねられるべきものであるから、法務省において直接その設定に関与することは適切ではないと考えている。
- 他方、一次利用者からの提供料金は、指定法人から一次利用者に対する提供料金の影響も受けると考えられるところ、本法律案においては、指定法人が一次利用者に民事裁判情報を提供するための料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することにより、不当に高額な料金設定とならないことを担保している。
- 法務省としては、事業計画や収支予算、データベースの整備・運用への支障の有無等を勘案した上で、業務規程の認可を通じて、指定法人の提供料金が不当に高額なものとならないよう留意するとともに、二次利用の状況についても、情報収集に努め、必要に応じて適切な対応を検討してまいりたい。

(参考1) 民事裁判情報の提供の在り方について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)エ[33-34頁]))

エ 基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとするところからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もっとも、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利

ユーザーが二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参考2) ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見（民事判決情報データベース化検討会第2回会議（令和4年11月16日実施）議事録抜粋）

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなくて、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

(参考3) 二次利用の状況を踏まえて行う対応の例

例えば、一次的な利用者の提供料金が高騰しているようであれば、指定法人を通じてその原因を分析し、指定法人の提供料金に原因があるのであれば、提供料金をより低廉なものとするための検討（より効率的な仮名処理を行うための人的・物的体制の見直しなど）を行うことが考えられる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。